

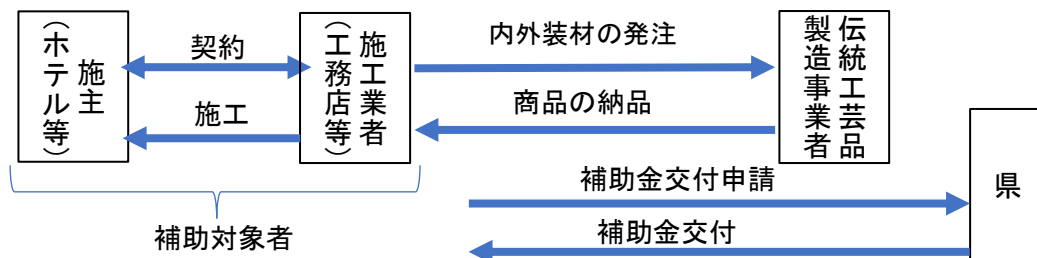
# 令和5年度 伝統工芸品活用支援事業補助金

北陸新幹線福井・敦賀開業に向け、本県の伝統工芸の魅力を広く発信するため、県内外の宿泊施設や飲食店等における建材・インテリアや器などへの伝統工芸品の活用を支援します。

## 支援の対象者

- 観光客などが多数利用する宿泊施設・飲食店等を営む県内外の事業者  
※補助対象事業（1）については施工業者でも申請できます。

【事業（1）の流れ（例）】



## 補助対象事業

### （1）新築・リフォーム時の建材活用

福井県の伝統工芸品（※1）の技術を活かした内外装材の導入に要する経費

補助率：1/2以内〔補助上限額：150万円、下限額：県内施設10万円、県外施設30万円〕

### （2）施設・店舗内での工芸品活用

福井県の伝統工芸のPRに取り組む施設・店舗内で使用する、テーブルウェアなどの伝統工芸品（※1）の導入に要する経費

補助率：1/2以内〔補助上限額：100～150万円（※2）、下限額：10～30万円（※3）〕

※1：経済産業大臣指定の伝統的工芸品である越前漆器、越前和紙、越前打刃物、越前焼、越前筆筒、若狭塗および若狭めのう細工

※2：越前漆器・越前焼など2種類以上の伝統工芸品を導入し、それぞれの補助額が下限額以上の場合、上限額は150万円、それ以外の場合の上限額は100万円

※3：客席面積が100㎡以下の小規模施設・店舗の場合、補助下限額は10万円、それ以外の場合の下限額は30万円

## 募集

- 令和5年4月3日～令和5年夏頃 ※予算額に達し次第、募集終了となります。

## 手続きの方法

- 手順1 県産業技術課（担当課）のホームページから交付申請書等の様式を入手のうえ、必要な事項を記載し、県担当課まで提出
- 手順2 県担当課が内容を審査後、交付決定を通知
- 手順3 補助事業に着手

### 【お問い合わせ先】

福井県商業・市場開拓課 伝統工芸室

☎0776-20-0377